



2025年 8 月12日

各 位

会 社 名 株式会社長栄
代表者名 代表取締役 社長執行役員 船井 渉
(コード番号：2993 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 上席執行役員 統括本部長 田中 直樹
(TEL. 075－343－1600)

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T－3）による
自己株式の買付けに関するお知らせ**

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（T o S T N e T－3）による自己株式の買付け)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

発行済ストックオプションの権利行使及び譲渡制限付株式報酬に伴い交付する株式に充当するとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を目的として、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の方法

本日（2025年 8 月12日）の終値(最終特別気配を含む)2,098円で、2025年 8 月13日午前 8 時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T－3）において買付けの委託を行います。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行わないものといたします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	100,000 株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.27%）
(3) 株式の取得価額の総額	209,800,000 円（上限）
(4) 取得日	2025 年 8 月 13 日
(5) 取得結果の公表	2025 年 8 月 13 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。
(6) その他	当社は、支配株主である長田久美子氏より、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もございます。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、当社の支配株主である長田久美子氏が売り手として参加することを予定したものである

ため、支配株主との取引等に該当します。当社が、2025年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「支配株主との取引等が発生する場合には、取引の合理性、取引条件の妥当性について十分検討し、事前取締役会の承認がされております。なお、取引条件については他の同一水準取引や一般市場相場と同様の条件で取引が実施されております。公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応しております。」

本自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は自己株式立会外買付取引を利用し、本日（2025年8月12日）の株価終値での本自己株式の取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置として、利害関係を有する代表取締役である長田修氏を除いた取締役のみで本自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

本自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主からの独立性を有する社外取締役である田中伸氏及び石畑成人氏より2025年8月5日付けで、本自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本自己株式の取得は、発行済ストックオプションの権利行使及び譲渡制限付株式報酬に伴い交付する株式に充当するとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。また、本件自己株式取得は特定の株主から提案されたものではなく、会社の将来の資本構成を考え、会社提案として出されていること。特定の株主・役員の利益相反性を審査し、利益相反性はないと判断したこと。
- ② 本自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する当社代表取締役長田修氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T－3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上

(参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	4,414,000株
自己株式数	59,400株